**⑲「交通事故にあった！治療費はどうなる？」**

**～責任の大きさと損害の公平な分担～**

|  |
| --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 |
| 内容C私たちの政治(2) 民主政治と政治参加ア(ｳ)国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。 |
|  |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部政治 | 第2章民主政治 | 第2節国の政治のしくみ | p.87-88 |

**第Ⅰ部　指導案**

**1　授業のねらい**

（１）学習指導要領公民的分野の内容Ｃ(2)「民主政治と政治参加」のア(ｳ)では、「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。」が求められています。また、この他にも、内容Ａ(2)「現代社会を捉える枠組み」のア(ｱ)において、「現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。」も求められています。そこで、社会生活においてトラブル（対立）が起きたときに、どのように解決をしていくのか、ということに触れるのがこの授業のねらいです。

（２）社会生活の中では人と人とのトラブルを避けることはできません。そして何らかの損失が出た場合は、その補償はどのようにされるのでしょうか。この授業では交通事故の事例をもとに、解決の道筋を知りながら、責任の度合いによって負担が変わることを学習します。

（３）トラブルになる場合、どちらか一方が100%悪いということはごく少ない場合に限られます。多くの場合は双方に過失があり、それによってそれぞれ責任が発生してきます。この教材では、資料からさまざまな情報を収集して、それをもとに過失の度合いがどの程度であるかを考えさせるものです。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

　この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

　　①　損害の公平な分担（匡正的正義）の考え方を理解する。

　　②　事実を拾い、過失（＝判断基準）と関連付ける力を身につける。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導入 | ・自転車も道路交通法で決められたルールがあることを理解する。　①二人乗り禁止　②改造禁止　③運転中のスマートフォンの使用禁止 | ・道路交通法に定められた内容をもとに、歩行者や自転車にも決まりがあり、それを守らなければならないことを理解させる。・自分はどうか、友人たちはどうかという視点を大切にする。 |
| 展開 | ・直樹さんの落ち度は何か、春雄さんの落ち度は何かを読み取り記入する。　　事例１の場合、被害総額をどのように支払ったらよいのかその割合を考える。　　事例２の場合ではどのようにしたらよいか。 | ・資料の内容をワークシートに従って整理させる。・双方の過失の度合いを考慮してどのように弁済するべきかを考えさせる。 |
| まとめ | ・責任割合について説明を聞き理解する。 | ・何をもとに責任を重くしたり軽くしたりしたのかを確認する。 |

**４　評価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**・責任に応じた弁済があることを理解することができたか。 |
| **○思考・判断・表現**・示された情報をもとに責任割合を検討することができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**・トラブルによって損失が生じた場合、補償をどうするのかということについて、具体的な事例に即して、意見交換をしながら、自分の考えを調整している。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**・事例を通して、損害についての保障ということについて、自分の考えを調整して、ワークシートにまとめている。 |
| **○A規準の例**・交通事故以外のトラブルについても、身の回りの事象にあてはめて考えようとしている。 |

**第Ⅱ部　ワークシート**

**「交通事故にあった！治療費はどうなる？」**

**～責任の大きさと損害の公平な分担～**

　　組　　番 名前

|  |
| --- |
| １　道路交通法を守らなければならないのはだれでしょうか？　あてはまると思うものをすべて選びなさい。　　　　　**ア**：自動車の運転手　　　　　**イ**：バスの運転手　　　　**ウ**：トラックの運転手**エ**：自転車を運転している人　**オ**：歩行者 |
| ２　事例１を読んで直樹さんと春雄さん（車の運転者）の状況をまとめてみましょう。 |
| 直樹さんの落ち度 | 春雄さんの落ち度 |
|  |  |
| ３　２の状況をもとにして、両者の被害を回復するために、直樹さんと春雄さんが負担する割合はどれくらいがよいと思いますか。（どれくらいの割合がよいかぬってみましょう）　　直樹さんの責任　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　春雄さんの責任｜　　　　　　　　　直樹さんの損害・・・・・治療費・慰謝料＋自転車の修理代　　　　　　　　180,000＋20,000＝ｲ　　　　　　…直樹さんがはらってほしい金額直樹さんがはらってもらえる金額ｲ　　　　　　　×ﾛ　　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　　　※ﾛには、直樹さんの責任割合が10％なら　1－0.1の数を入れます。春雄さんの損害・・・・・・乗用車の修理代として100,000円直樹さんがう金額　　　　　　　100,000×ﾊ　　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※ﾊには、直樹さんの責任割合が10%なら　0.1の数を入れます。 |
| ４　事例２の場合は、どのようになりますか。（どれくらいの割合がよいかぬってみましょう）　　直樹さんの責任　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　春雄さんの責任｜　　直樹さんの負担　　　　　　治療費・慰謝料＋自転車の修理代＋乗用車の修理代＝300,000円　　　　　　300,000×ﾆ　　　　　　　＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　※ﾆには、直樹さんの責任割合が20%なら0.2の数を入れます |
| ５　なぜそのように負担をしたほうがよいと思うのか、理由を書きなさい。 |

**事例１**

|  |
| --- |
| ７月８日、中学生の直樹さんはいつものように学校から帰宅したあと，塾へ出かけるのですが、この日は部活の特別練習があって３０分おそくなってしまいました。急いで着替えて自転車に乗り、駅前の塾へでかけます。「ああ、時間がない。コンビニに寄ってパンと飲み物を買いたいんだけど…」。「単語のテスト、前回、ヤバかったから、今回は挽回しなきゃいけなかったのにな…」。そんなことを考えながら、いつもよりスピードをあげて走ります。「あっ、芳郎にメールしなきゃ」と用事を思い出し、スマートフォンを取り出し、メールを打ち始めました。交差点にさしかかるところでしたが、普段から交通量が少ないので、とくに気にかけることもなくメールを打ちながら交差点に進入しました。ところが、ちょうどそのとき、前方の安全を十分に確認しない乗用車が右側から出てきてぶつかり、直樹さんは右足を骨折して入院する大ケガを負ってしまいました。乗用車を運転していた春雄さんは、右側にいた生徒に気を取られていたとのことでした。さて、今回の事故での破損やけが等の被害状況をまとめると、直樹さんの治療費と慰謝料　１８万円直樹さんの自転車の修理費　　２万円春雄さんの乗用車の修理費　１０万円ということになりました。　さて、これらをどちらがどれだけ負担したらよいでしょうか。 |

**事例２**

|  |
| --- |
| 　　直樹さんが、とくにスマートフォンを操作していたわけではなく、「普段から交通量は少ないので大丈夫だろう」と思って交差点に進入して自動車と衝突した場合、どちらがどれだけ負担したらよいでしょうか。 |

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１　損害賠償責任・正義**

　事故が発生して誰かに損害が発生してしまった場合（例えば事故で被害者がけがをして治療費が必要となった場合を想像してみて下さい）、その損害を加害者に弁償させることが「正義」の理念にかないます。このように、間違いや不正によって何かが破壊された場合に、それを放置することなく、もとの状態を回復させるという意味での正義を「匡正的正義」といいます。

日本の法律でも、誰かのミス（過失）によって事故が発生した場合には、そのミスをした人（加害者）が損害を負担（弁償、賠償）しなければならない、と決められています。代表的な例は民法第709条で、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されています（なお、過失すらない場合には原則として弁償、賠償する責任は負いません。これを「過失責任主義」といいます。）。

今回の事故でも、春雄さんは、前方にまんべんなく注意をはらいながら運転しなければならなかったのに、右側にいた生徒に視線を向けた結果、左前方（直樹さんが出て来た方向）への注意がおろそかになったというミス（過失）がありますので、被害者である直樹さんに発生した損害を負担しなければなりません。

**２　過失相殺・損害の公平な分担**

もっとも、交通事故を始めとしたさまざまな事故は、必ずしも誰か1人だけの責任で発生するのではなく、両者それぞれにミス（過失）があって発生することもあります。そのような場合、損害を被った人（被害者）自身にもミス（過失）があるにもかかわらず、その相手方である加害者が100％の弁償をしなければならないということは、被害者のミスを加害者が負担するという「責任転嫁」が発生してしまいます。このような場合には、やはりミスをした被害者自身にもそのミスに応じて責任を負ってもらうのが、正義・公平の理念にかなうということになるでしょう。

そこで法律では、「損害の公平な分担」という理念の下、「過失相殺」というものが認められています（民法第722条など）。両者の立場やミスの程度を考慮しながら、それぞれの責任割合（過失割合）を決め、その割合に応じて弁償（賠償）をするわけです。

**３　本件の場合**

（１）本件は、信号機のない交差点で自転車と自動車が出会い頭に衝突したという事故です。自転車を運転していた直樹さんは被害者ではありますが、広い視野をもって交差点周辺をしっかり確認していれば、この事故は防げたと言えるでしょう。このような事故の場合、基本的には自転車側に20％、自動車側に80％という責任割合になります（両道路の幅や一旦停止規制の有無などによって変わりますが、ひとまず本件ではどちらも同条件ということで考えます）。同じように交差点に入っていったにもかかわらず、自動車側の過失が大きくなるのは、自動車は事故を起こした場合に重大な結果になりやすいからそれを運転する人はより大きな責任を負うべきという考え方や、交通弱者を救済するという考え方が反映されています。

したがって【事例2】においては、この基本的な過失割合どおりの結果になることが多いと思われます。

（２）他方、【事例1】では、自転車を運転していた直樹さんが、スマートフォンを操作しながら走っていたという事情があります。スマートフォンを操作しながら自転車を運転していれば、周囲への注意が散漫になり、事故を起こす危険は大きくなることは明らかでしょうから、そのような運転をすることは一つのミス（過失）と考えることができると思います。そう考えれば、このような運転をしていた人については、通常よりも大きな責任を負うべきと考えられます（他方で自動車を運転していた春雄さんについても、右側にいた生徒に視線を向けていたという事情がありますが、脇見運転などと違って安全運転のための行動の一環といえますので、さらに責任を重くするほどの事情とはいえないでしょう）。

実際にこのようなことが起これば、過失割合としては、10％程度加重されることになるでしょう。つまり、自転車側（直樹さん）に30％、自動車側（春雄さん）に70％の過失があった、とされることになります。

（３）直樹さんの損害額は合計で20万円（治療費・慰謝料18万円と自転車の修理費2万円）なので、【事例1】の場合は、その内の70％である14万円について弁償をしてもらえることになりますが、他方で春雄さん側にも10万円の損害（修理費）が発生していますので、その30％である3万円については直樹さんが弁償しなければならない、ということになります。また、【事例2】の場合は、直樹さんの損害の80%である16万円について弁償をしてもらい、他方で春雄さん側の損害の20％である2万円を直樹さんが弁償しなければならない、ということになります。

**４　授業での留意事項**

トラブルが起きた場合にどのように解決するかという点について、法律では、ミス（過失）があるかないか、あったとしてどの程度のものか、ということを確認し、そのミスの程度に応じて責任を負う、ということを伝えるのが本授業の目的です。従って、上記の具体的な過失割合を当てさせるのが目的ではありませんので、最終的な過失割合の数字にこだわらず、生徒がミスの有無、程度に応じて責任の大きさを決めているかどうかに着目するようにして下さい。

**５　補足**

（１）交通事故における責任

交通事故を起こした場合、通常は次の3つの責任が問題となります。

①刑事責任

　事故で他人にけがをさせることは犯罪になりますので、加害者は、国に対して罰金を支払ったり、刑務所に収容されたりすることがあります。

②民事責任

　交通事故で他人に損害を発生させた場合には、その損害を弁償・賠償する必要があります。

③行政責任

　自動車を運転するには国の許可（免許）が必要ですが、交通事故を起こした場合には、免許を取り上げられたり（免許取消）、一定期間停止させられたり（免許停止）します。

今回の事例は、このうちの「民事責任」について扱ったものとなります。

（２）未成年者の責任について

直樹さんは中学生ですが、未成年者であれば本人は責任を負わない（親が責任を負う）、と考える生徒もいるかもしれません。

ただ、未成年者であっても、小学校を卒業した12歳程度の判断能力があれば民事責任を負いますので、今回の件でも直樹さんは損害賠償責任を負うことになります。

（３）スマートフォンの使用に関する交通法規

自転車運転中のスマートフォン使用について規制する法規には、道路交通法第71条第6号や、地方自治体によっては道路交通施行細則があります。

道路交通法第71条第5号5では、「自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。」と定められていることもあります。自転車を運転中にスマートフォンを使用すると、片手運転で操作する際にふらつくおそれがある、会話に夢中になったりメールやインターネットなど画面を注視したりすることによって周囲への注意力が散漫になるなど、大変危険であるため、禁止することとされたものです。

この規程はあくまで取り締まりのためのもの（国と個人との間を規制するためのもの。上記（１）の①刑事責任に関するもの。）であり、今回のような個人同士の関係（上記（２）の②民事責任に関するもの）について直接に適用されるものではありませんが、このような違法行為をしていれば、その分個人同士の関係での責任も加重される方向で影響を受けることになります。

第**Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

交通事故の場合、車と自転車なら、「車が悪い」という感覚があります。これは、自動車の運転者に何らかの行政処分（免許停止など）が行われ、自転車の運転者には行政処分が行われないことをさしています。しかし、このことと事故によって発生した被害の補償については別の話であるという認識をもたなければなりません。これは、大人と中学生の関係であっても、中学生に過失があれば、それに伴う責任が生じることを理解できるようにします。与えた損害について過失のある人が補償する責任を負うことを学びます。この学習は、保険相場を知識として学ぶための学習ではありません。

**２　指導の工夫をしましょう**

この教材は内容Ｃ(2)ア(ｳ)「国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。」で取り扱うことができます。また、内容Ａ（2）「現代社会を捉える枠組み」の内容も含まれており、内容Ａ（2）の内容の復習も兼ねることができます。実際の弁済については過失の割合によって責任の重さの相場がありますが、それに近い答えが出たかどうかよりも、与えられた情報から必要なものを抜き出し、それに対してどのように判断したらよいかをおさえるようにします。

**３　授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

・自転車も道路交通法で定められた「車両」であり、法に従わなければならないことを理解させます。

　**〈　展　開　〉**

・事例を読みながら、ワークシートに沿って授業を進めてください。負担がどれくらいなのかは生徒の判断でかまいません。補償する金額については割合の計算ができない生徒がいますので、２０％の過失割合なら「かかった費用×０．２＝補償する金額」であることを示してください。

・事例２では自転車側が明らかに交通違反をしています。自転車は違反しても反則金を取られないが、過失が大きければそれだけ責任が重くなることを理解させてください。

　**〈　まとめ　〉**

　　・交通事故の場合「相場」がありますが、その相場に近い金額を出すことよりも、資料から自分なりの判断をすることを重要視してください（保険相場を知識として学ぶための学習ではありません）。

**自分が、これまで考えてきた「弁償」とか、「自転車の事故」についての考えを修正して、匡正的正義という考え方を取り入れることができ、身近な問題について考えることができれば、まさに主体的な学習態度ということができるでしょう。**

なお、蛇足ですが、交通ルールを守り、安全に心懸けるよう指導してください。